

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 690 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 690 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 3 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 3 月 20 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 690 回）

令和 5 年 3 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理 について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解除通知について	
7	報告 6	現況証明願について	
8	報告 7	農地改良届出について	
9	報告 8	大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員 の選定について	
1 0	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 1	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 2	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定によ る決定（利用権設定）	
1 3	議案 4	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について（一括方式）	
1 4	議案 5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農 振農用地利用計画変更）	
1 5	議案 6	農地等の利用の最適化に関する指針の制定について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 690 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の花井信武氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 9、報告第 8 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、報告第 8 号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の 1 件です。畑が 3 筆で、転用面積は 1,539 m²、転用目的は住宅です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 3 頁までの 5 件です。畑が 9 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で 5,343.26 m²です。転用目的は、住宅が 2 件、資材置場、駐車場、道路がそれぞれ 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出いただくもので、議案書 4 頁から 6 頁までの 10 件です。畑が 24 筆、田が 9 筆で、合計で 18,153.36 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 7 頁の 2 件です。田が 4 筆で、合計で 3,886 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 8 頁の 1 件です。畑が 2 筆で、888 m²の届出がありました。

続いて、報告第 6 号『現況証明願について』をご説明します。20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 9 頁の 1 件、畑 1 筆、26 m²の願い出がありました。

続いて、報告第 7 号『農地改良届出について』をご説明します。農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 10 頁の 1 件です。田が 2 筆で、2,068 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

最後に、報告第8号『大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の選定について』は、議案書11頁のとおり、大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第3条の規定に基づいて、7名の委員を選定しましたのでご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第8号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第10、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の4件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の4件をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書12頁の大府市農業委員会の許可案件4件で、畑が2筆、田が3筆の合計で4,281㎡の申請です。

始めに、1番の案件については、営農している農地の近くにあって、農作業に都合が良いことから規模拡大を図るために、取得するものです。

次に、2番と3番の案件については、農地を集約し、効率的に農業に精励するために、取得するものです。

最後に、4番の案件については、所有農地が、市の道路事業に伴い減少するため、代替地として取得するものです。

議案の詳細については、協議会で説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内 敬三 委員)

4番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号件は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第11、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の10件を上程します。

このうち、1番の案件については、鈴木広子委員が議事参与にあたる議案となります。

始めに、議事参与に該当しない9件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』のうち議事参与に該当しない9件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用です。議案書13頁から18頁までの愛知県知事の許可案件9件です。内訳は、田が19筆、畑が15筆の合計で21,311.47㎡の申請です。

始めに、2番、3番と5番の案件は、いずれも駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、いずれも住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、これらの案件は、令和4年12月の総会において、農振農用地区域外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、4番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、この案件は、令和4年12月総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

次に、6番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

次に、7番と8番の案件は、いずれも工場を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地で、その規模が10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。なお、7番の案件は、令和4年12月の総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議していただいた案件でございます。

最後に、9番と10番の案件は、いずれも工場を建設する目的で転用するものです。農地区分は、いずれも住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供する10ha以上の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と判断することができます。なお、これらの案件は、令和4年12月の総会において農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、いずれも申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

2番の案件について、深谷幸子委員どうぞ。

(深谷幸子 委員)

2番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、既設水路に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますの

で、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

3番の申請地は、整地のみです。雨水は、砂利敷きにより自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

4番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、最終柵で集水後、既存の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

5番の申請地は、整地のみです。雨水は、碎石舗装で自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、神谷登委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

6番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、外周に設ける排水施設を経て、道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

7番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、敷地内で集水後、既設の道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、8番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三 委員)

8番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内の最終樹で集水後、既設の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、9番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

9番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、敷地内の最終樹で集水後、既設の道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、10番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一委員)

10番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、敷地内の最終樹で集水後、既設の道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち議事参与の案件に該当しない9件を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち議事参与の案件に該当しない9件は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、議案第2号のうち1番の案件は、鈴木広子委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、鈴木広子委員は、退室をお願いします。

(鈴木広子委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第2号のうち鈴木広子委員の議事参与案件である1番について審議します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号のうち鈴木広子委員の議事参与案件である1番について、ご説明します。

1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、上水道、下水道管の2種類が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で、おおむね500m以内に「東山ガーデニア保育園」と「東山小学校」の2つの教育施設がある区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

以上の案件については、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区の委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1番の申請地は、土地造成で切土と盛土をします。雨水は、雨水浸透阻害用調整池を通じて、南側既設排水路に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号のうち1番を採決します。

本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、委員会が特に付すべき「意見はなし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号のうち1番は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

鈴木広子委員は、入室してください。

(鈴木広子委員 入室)

(久野一弘 議長)

次に、日程第12、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』の1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(利用権設定)』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書19頁の1件です。内訳は、畑が1筆で、1,248㎡の申請です。

借り手は、市外の方が1名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第13、議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)』の2件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、『農用地利用集積計画』が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書20頁の2件で、内訳は、田が2筆で、合計で1,723㎡の申請です。借り手は、市内の方が2名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

（久野一弘 議長）

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第14、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の7件を上程します。

事務局より説明してください。

（花井信武 事務局長）

議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』の7件をご説明します。議案書の21頁から22頁までの7件で、合計で9,369.66㎡の面積が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明したとおり、農用地の周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に代えることが困難な案件となります。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

（質問、意見なし）

（久野一弘 議長）

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、濱島守委員どうぞ。

（濱島 守 委員）

1番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、竹内敬三委員どうぞ。

(竹内敬三委員)

2番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

3番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、深谷幸子委員どうぞ。

(深谷幸子 委員)

4番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

5番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続して

いることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、6番の案件について、本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

6番の申出地の農振除外後の農地区分は、第1種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、7番の案件について、鈴木広子委員どうぞ。

(鈴木広子 委員)

7番の申出地の農振除外後の農地区分は、第2種農地で、集落に接続していることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号について採決します。

本議案に対する意見を市長へ回答するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、日程第15、議案第6号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について』の1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 6 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について』の 1 件についてご説明します。議案書 23 頁から 27 頁までの 1 件で、協議会において説明させていただいたとおり、目標年度の更新に伴う農地等の利用の最適化の推進に関する活動指針を一部見直すものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に、無いようですので、議案第 6 号について採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 6 号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第 690 回総会を閉会します。